

第 1 回

富里市農業委員会議事録

令和 6 年 1 月 9 日（火）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第1回）

日 時 令和6年1月9日（火）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認について
 - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取について
 - 6 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 7 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	田	口	榮	一	
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第1回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時20分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

森田 孝子 君、伊井 義則 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から5と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から5を分割して行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から5について、津田委員及び塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、現地調査及び書類審査について一括して報告をいたします。

担当は津田です。

なお、本件は継続案件になります。農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び2、農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借設定1及び2について、概要は議案書のとおりです。申請地は、根木名小学校手前の

T字路、ミニストップから大和方面へ700メートル程進み、富里市消防団第19分団機庫から200メートル程で、進入路は確保されています。事業の概要は、営農型太陽光発電設備の継続であり、施設は設置済みのため工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もとれています。なお、現況はきれいに除草され、榊の木が順調に育っていて管理が行き届いていました。

以上のことから、許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議 長 しばらく休憩します。

(午後 1時24分)

(再開)

議 長 再開します。

(午後 1時36分)

続いて、塩澤委員をお願いします。

塩澤委員 はい、議長。

津田委員の報告は、塩澤が以下報告する案件と関連がありますので引き続き報告します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3から5、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定3から5について、書類審査及び現地調査を一括して報告します。概要は議案書のとおりです。申請理由は、権利者が営農型太陽光発電設備を設置し、農地を守り耕作放棄を防ぎながら地域社会に貢献すること。義務者は、権利者の要望です。申請地は、七栄方面から三里塚に向かい根木名小学校手前の信号を左折し、消防団機庫先を左折し100メートル程進んだ右側に位置しています。選定理由は、地権者及び営農者の同意を得られ、日照条件の良い土地であるためです。現状は榊が作付けされており、よく管理されており、違反等はありません。当案件は、設置済み施設のため工事費、工期の設定等はありません。事業撤退時の農地復元契約書や撤去工事費用等も確保されています。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1に

ついて採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定5について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定4について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定5について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1から5について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

◎議案第2号

議長 次に、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1について現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。土地の表示、申請人の住所、氏名、目的の特定建築条件付き売買予定地30区画に変更はありません。申請地は、葉山地区のベルク裏側に位置し、国道296号線より左折して200メートル程先の左側です。変更内容は、西側市道4-0109号線を幅

員6.5メートル以上に拡幅整備し、通り抜け道路にするとのことです。協議概要は、総会の参考資料の位置図等に添付されております。工事期間は許可後着工し、令和7年1月31日完了を予定しています。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員。

関 委 員 はい、議長。

事務局に意見します。回答はいりません。議案書を見ると、何が変更になったのか分かりません。このような場合は、一つの案としてその他の欄にでも、当初計画はT型の行き止まりの道路で、変更後は道路形態の変更にて東西市道を結ぶなどと記入した方が、皆さんもわかりやすいと思います。次回以降、御検討をお願いいたします。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

わかりやすい表記に検討いたします。

議 長 他に意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第4号

議 長 次に、日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、12月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用配分計画案に対する意見を求められたものです。内容につきましては、次第12ページに記載のとおりです。なお、ナンバー1の表記につきましては、農政課所管の事業を利用するために必要な要件としまして、個人から夫婦に権利設定し直すものです。

以上です。

議 長 議案第4号について意見を求めます。意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は、意見なしとする旨、市長へ答申することに決定いたしました。

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

その前に、訂正がございます。14ページ中段に3年新規畑1筆となっておりますが、畑8筆でございます。お詫びして、訂正いたします。

引き続き御説明いたします。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、12月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の14ページに新規分、次第15ページから16ページに更新分をそれぞれ掲載させていただいております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。日程第7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について御報告します。

次第の17ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時43分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員